

グループホームおんぼら～と運営規程

第一章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 公益社団法人石川勤労者医療協会(以下事業者という。)が行う共同生活住居の入居者に対する指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護又は、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活住居の管理者や職員が、要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)であって認知症の状態にあるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行うことにより、要介護者にあつてはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、要支援者にあつては心身機能の維持回復を図り、生活機能維持又は向上を目指す。

2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った指定認知症対応型共同生活介護等の提供に努める。

3 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 共同生活住居の名称及び所在地は、次の通りとする。

- | | |
|-------|--------------------|
| 一 名 称 | グループホームおんぼら～と ゆっくり |
| 所在地 | 金沢市浅野本町2-23-21 |
| 二 名 称 | グループホームおんぼら～と ゆったり |
| 所在地 | 金沢市浅野本町2-23-21 |
| 三 名 称 | グループホームおんぼら～と あったか |
| 所在地 | 金沢市浅野本町2-23-21 |

第二章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 共同生活住居の職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

一 管理者 1名

専ら共同生活住居の職務に従事する常勤の者で共同生活住居の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- | | | |
|-----|--------------------|--------|
| (一) | グループホームおんぼら～と ゆっくり | 1名(兼務) |
| (二) | グループホームおんぼら～と ゆったり | 1名(兼務) |

- (三) グループホームおんぼら〜と あったか 1名(兼務)

二 計画作成担当者3名

入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画等」という。）を作成する。

- (一) グループホームおんぼら〜と ゆっくり 1名(兼務)
(二) グループホームおんぼら〜と ゆったり 1名(兼務)
(三) グループホームおんぼら〜と あったか 1名(兼務)

三 介護職員 18名(常勤換算9名以上)

管理者の指示を受け、入居者の日常生活の状況等の把握に努め、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき必要な食事、入浴及び排泄等の援助並びに金銭管理の指導、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行う。

- (一) グループホームおんぼら〜と ゆっくり 6名以上(常勤換算3名以上)
(二) グループホームおんぼら〜と ゆったり 6名以上(常勤換算3名以上)
(三) グループホームおんぼら〜と あったか 6名以上(常勤換算3名以上)

第三章 利用定員

(入居者の定員)

第5条 共同生活住居の入居者の定員は、次の通りとする。

- (一) グループホームおんぼら〜と ゆっくり 9名
(二) グループホームおんぼら〜と ゆったり 9名
(三) グループホームおんぼら〜と あったか 9名

(定員の遵守)

第6条 災害その他のやむを得ない事情を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第四章 指定認知症対応型共同生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供に際し、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護職員等の勤務体制、設備の概要、事故発生時の対応、苦情処理体制等を記した文書を交付して説明を行い、提供開始についての同意を得る。

(入退居)

第8条 指定認知症等対応型共同生活介護等は、要介護等であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供する。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあるものであることを確認する。
3 居室が空いていない場合、入居の必要がない場合等。正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護等の提供を拒否しない。
4 入居申込者が入院治療を必要とする等、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診

療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 5 入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。また、入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を可能な限り図る。
- 6 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 7 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの提供の記録)

- 第9条 事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、入居者の被保険者証に記載する。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(受給資格等の確認)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に、認定審査会意見等が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護等を提供するように努める。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護等の開始に際し、要介護認定等を受けていない入居申込者については、当該入居申込者の意向を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 要介護認定等の更新が遅くとも要介護認定等の有効期間の満了日30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(認知症対応型共同生活介護計画等の作成)

- 第12条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画等の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
 - 3 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じた認知症対応型共同生活介護計画等を作成し、入居者又はその家族に対し、その内容等について説明し、入居者の同意を得るとともに、当該認知症対応型共同生活介護計画等を入居者に交付する。
 - 4 認知症対応型共同生活介護計画等の作成に当たっては、多様な活動の確保に努める。
 - 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成後においても、介護職員と実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画等の変更を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護等の取扱方針)

- 第13条 指定認知症対応型共同生活介護等は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護等は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活をおくることができるよう配慮して行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護等は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況及び理由を記録する。
- 6 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護等の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。特に要支援者に対しては、その有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供や入居者の主体的な事業参加への働きに勤め、出来る限り要支援状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行う。

(介護)

- 第14条 介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護職員以外の者による介護を受けさせない。
 - 3 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護職員が共同で行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第15条 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行う。
- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て、代わって行う。
 - 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保する。

(利用料等の受領)

- 第16条 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、その入居者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護等に係る地域密着型介護サービス費用基準額又は地域密着型介護予防サービス費用基準額（以下「地域密着型介護サービス費用基準額等」という。）から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症等対応型共同生活介護等を提供した際にその入居者から支払いを受ける利用者の額と、指定認知症対応型共同生活介護等に係る地域密着型介護サービス費用基準額等との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
 - 一 家賃 35000円/月（10日以内 17500円 退居時は荷物搬出日）
生活保護の方 33000円/月
 - 二 食材料費 1500円/日
 - 三 オムツ代 実費
 - 四 管理・運営費 10000円/月
 - 四 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

・水道光熱費 600円/日

サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合はその提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第五章 入居に当たっての留意事項

(日課の励行)

第18条 入居者は、管理者や介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活住居内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第19条 入居者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(衛生保持)

第20条 入居者は、共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

(禁止行為)

第21条 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 共同生活住居の非常災害対策については、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、火気・消防等についての責任者を置き、次の通り万全を期す。

- 一 火気・消防等についての責任者に「竹内 美紗」を充てる。
- 二 自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時、就業時に行う。
- 三 消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置する。
- 四 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自営消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- 五 火気・消防等についての責任者は、次のとおり職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - (一) 年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練
 - (二) 年1回以上の入居者を含めた総合訓練

- (三) 随時、非常災害用設備の使用方法的徹底
- 六 その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を採る。

第七章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことが出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者及び利用者家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする

(身体拘束)

第24条 事業者は当該利用者又は他の利用者等生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体拘束の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他職員に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第八章 衛生管理に関する事項

(衛生管理等)

第25条 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供給する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を次のように講じるものとする

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする）概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

第九章 業務継続計画に関する事項

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

第十章 感染症の発生および蔓延防止

(感染症の発生および蔓延防止)

第27条 事業所は事業所内外での感染症の発生および蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- 2 感染症の発生および蔓延防止の啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて感染予防対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- 3 感染症の発生および蔓延防止のための指針を定める。
- 4 感染症の発生および蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底する。

第十一章 その他運営に関する重要事項

(入居者に関する市町村への通知)

第28条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態又は要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第29条 入居者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護等を提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 前項の介護職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 職員に対し、資質向上のために研修の機会を確保する。

(緊急時等の対応)

第30条 現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(協力医療機関等)

第31条 入居者の病状の急変等のための協力医療機関は次の通りである。

- 一 名称 公益社団法人 石川勤労者医療協会 城北病院
- 二 所在地 金沢市京町20-3
- 2 入居者のための協力歯科医療機関は次のとおりである。
 - 一 名称 城北歯科診療所
 - 二 所在地 金沢市京町20-15
- 3 入居者の休日夜間等における緊急時の対応施設は次のとおりである。
 - 一 名称 公益社団法人 石川勤労者医療協会 城北病院指定介護療養型医療施設
 - 二 所在地 金沢市京町20-3

(掲示)

第32条 共同生活住居の見やすい場所に、運営規程の概要、介護職員等の勤務体制、協力医療機関、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第33条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 共同生活住居の職員であった者が、正当な利用なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

3 入居者の個人情報をサービス担当者会議等において用いる場合、あらかじめ、文書により当該家族の同意を得る。

(広告)

第34条 虚偽又は誇大な広告をしない。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止)

第35条 居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）又はそれらの職員に対し、要介護被保険者又は要支援被保険者に対して共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者等又はそれらの職員から、共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第36条 指定認知症対応型共同生活介護等に関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次の通り設置する。

窓 口 竹内 美紗

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 指定認知症対応型共同生活介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 市町村からの求めがあった場合には前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 指定認知症対応型共同生活介護等に関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(調査への協力等)

第37条 提供した指定認知症対応型共同生活介護等に関し入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護等がおこなわれているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第38条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供にあたっては、入居者、入居者の家族、地域

住民の代表者、金沢市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望・助言等を聞く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価・要望・助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 3 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を行う。
- 4 提供した指定認知症対応型共同生活介護等に関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する。

（事故発生時の対応）

第39条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に対して採った措置を記録する。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（会計の区分）

第40条 共同生活住居ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第41条 事業者は、職員、施設、設備構造、会計に係る記録、指定認知症対応型共同生活介護計画書、提供した指定認知症対応型共同生活介護等に係る記録並びに市町村への通知に係る記録等を整備する。

- 2 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 一 認知症対応型共同生活介護計画等
 - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 28条に規定する市町村への通知に係る記録
 - 五 入居者及びその家族からの苦情の内容等の記録
 - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - 七 運営推進会議での報告、評価、要望、助言等についての記録

（ハラスメントの防止及び対応）

第42条 適切な介護の提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止されるための方針を明確化し、必要な措置を講じる

第43条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益社団法人石川勤労者医療協会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年10月 1日から施行する。

一部変更	平成14年11月 1日
一部変更	平成16年 6月 1日
一部変更	平成17年 4月 1日
一部変更	平成17年 8月31日
一部変更	平成17年10月 1日
一部変更	平成18年 4月 1日
一部変更	平成19年 6月 1日
一部変更	平成22年 4月 1日
一部変更	平成24年4月1日
一部変更	平成27年4月1日
一部変更	平成29年4月1日
一部変更	2019年 4月1日
一部変更	2020年 12月16日
一部変更	2022年 4月 1日
一部変更	2023年 4月 1日
一部変更	2023年 9月 1日
一部変更	2024年 3月 8日
一部変更	2025年 3月 12日